

2 0 2 5 年度

**特定行為研修
募集要項**

小田原市立病院

1. 施設の理念

患者の権利を尊重した患者中心の医療に努めるとともに、地域基幹病院としての機能を発揮し、地域住民から信頼され愛される病院を目指す。

2. 施設の特徴

当院は神奈川県保健医療計画で定められた二次保健医療圏のうち、県西二次保健医療圏に属しており 28 の診療科を有している。県西二次保健医療圏は、小田原市をはじめとする 2 市 8 町で構成されており、県内の医療圏においては最も面積が広い一方（県面積の約 1/4）、最も人口が少なく、高齢化が全国平均より高い地域である。

その中で、当院は医療圏唯一の基幹病院として、災害拠点病院、基幹型臨床研修病院、地域周産期母子医療センター、地域がん診療連携拠点病院のほか、救命救急センター、地域医療支援病院など、多くの機能を担っている。

3. 特定行為研修の基本理念

地域の基幹病院として地域医療を支えるために、実践的な看護師を育成し、地域全体の医療・看護の質の向上を目指す。

4. 特定研修の目標

- 1) 地域医療及び多様な臨床現場において、医療安全を配慮しつつ、特定行為に必要な専門的臨床実践能力を育成する。
- 2) 自己研鑽を継続しながらチーム医療のキーパーソンとして機能し、患者と家族の QOL の向上を目指して、地域社会に貢献できる看護師を育成する。

5. 特定行為研修者の要件

以下のいずれかの要件をみたすこと

- ・ 臨床経験 5 年以上であること
- ・ 当該領域において概ね 3 年以上の実務実績があること
- ・ 特定行為を行う実践モデルとしての資質を備えていること
- ・ 所属施設の病院長、施設管理者若しくは所属長の推薦を有すること

（院内職員は所属師長）

6. 定員

定員 名

7. 実施日程

2025 年	4 月	開校式
	4 月～11 月	e ラーニング授業（科目ごとの修了試験あり） 集合研修 9～15 日間
	12 月～3 月	臨地実習・閉校式

※日程は前後する可能性があります。受講生の進捗状況を確認しながら進めます。

- ・ e ラーニングの授業の期間中に筆記試験を予定しています。
- ・ 集合研修では演習を行います。
- ・ 臨地実習は実習期間内に必要な症例数を経験します。

8. 研修場所

- ・ 小田原市立病院内において実施いたします。
- ・ 当院は特定行為の実践が有効に行われるよう、臨床指導医の資格をもつ指導医と安全に活動できるように、努めています。

9. 研修内容

1) 共通科目

共通科目 250 時間のうち 171 時間は e ラーニングで実施します。

それ以外に演習および実習は集合教育とし、小田原市立病院内で行います。

科目名	研修時間
臨床病態生理学	30 時間
臨床推論	45 時間
フィジカルアセスメント	45 時間
臨床薬理学	45 時間
疾病・臨床病態概念	40 時間
医療安全学／特定行為実践	45 時間
計	250 時間

2) 区分別科目

基本の受講に加え、以下の区分の研修ができます。

特定行為区分	研修時間
①栄養及び水分管理に係る薬剤投与	16 時間
②創傷管理関連	34 時間
③感染に係る薬剤投与関連	28 時間

3) 演習

各科目終了時に集合して実施

4) 実習

小田原市立病院にて実施

10. 受講申し込み手続

1) 受講申し込み方法

出願書類一式を郵送又は持参で提出してください。

【提出先】〒250-8558 神奈川県小田原市久野 46 番地

小田原市立病院 看護部 特定行為研修センター

【受付締切】 2025 年 2 月 28 日 消印有効

※持参する場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までに経営管理課窓口まで

2) 受講申請書類

(1) 受講申請書

(2) 履歴書

(3) 推薦書（病院長・施設管理者・所属長・院内職員は所属師長）

(4) 受講動機

3) 受講決定について

受講決定方法：受付期間内に提出された不備のない受講申請書類のみ受け付けます。

受講審査が通った希望者はその後、受講選考のための小論文審査があります。

日程：2025 年 3 月 7 日（予定）

受講が決定した方には、速やかに「受講決定通知」を送付します。

4) その他

受講決定後に辞退する場合は、速やかにご連絡ください。

また、受講料入金後の返金は致しかねます。

5) 受講料

(1) 受講審査料：10,000 円

(2) 受講料

共通科目は全員が必須履修となっております。

科目	受講料
共通科目	350,000 円

特定行為区分は、①の受講を前提としています。

- ・ ①のみの受講も可能です。
- ・ ①+②または①+③の組み合わせで受講できます。
- ・ 既に①を受講されている場合、単独で②、③の受講も可能です。

特定行為区分	受講料
① 栄養及び水分管理に係る薬剤投与	50,000 円
② 創傷管理関連	90,000 円
③ 感染に係る薬剤投与関連	70,000 円
① + ②	140,000 円
① + ③	120,000 円